

## 請求書等の押印省略について

日向東臼杵広域連合(以下「連合」という。)では、市民・事業者の皆様の負担を軽減し、行政手続きのオンライン化を推進するため、令和7年9月1日から請求書などへの押印を省略できるようにしました。押印省略にあたっては、以下の点にご注意のうえ、ご提出ください。

### ●押印を省略できる書類

- ・請求書
- ・見積書(見積もり合わせ(※)で作成する見積書は省略できません)  
※見積もり合わせ:連合が複数の業者から見積もりを取り、価格等を比較して最適な業者を選ぶ手続きのことで、予算や設計書を決める際に参考として徴収する「参考見積もり」とは異なります。
- ・納品書

### ●押印を省略する場合に必要な請求書の事項

- ・請求年月日
- ・請求書宛名
- ・請求者の住所・氏名(法人の場合は法人名・代表者職氏名)
- ・振込先口座
- ・請求額及びその内容
- ・請求書の発行責任者(※)及び発行事務担当者の氏名(フルネーム)、連絡先(電話番号)  
※発行責任者及び発行事務担当者の氏名・連絡先は、連合の請求書の様式を使用する場合は必須です。  
※発行責任者:役職に関わらず、請求書等の発行に責任を持つ方を指します。

### ●押印を省略する際の取扱い

- ・連合の様式を使う場合は、「発行責任者及び担当者」の氏名(フルネーム)、連絡先(電話番号)を記載してください。ただし、法人等の専用の様式で請求書を提出される場合は、「発行責任者及び担当者」の記載がなくても構いません。
- ・押印を省略した請求書の訂正はできません。訂正がある場合は、再提出をお願いします。
- ・押印がある請求書は訂正印による訂正が可能ですが、請求金額の訂正はできません。
- ・法人の振込先口座を変更する場合は、法人の印鑑が押印された変更後の口座が分かる書類(通知文など)を提出してください。

### ●請求書等の提出方法

- ・押印省略した請求書等は、電子メールまたは FAX で提出可能です。
- ・電子メールで提出する場合は、改ざん防止等の観点から、必ず PDF ファイルでの提出をお願いします。

◆押印省略に関する詳しい取扱いについては、下記Q&Aを確認ください。

## 請求書等の押印省略に関するQ&A

No.	質 問	回 答
1	押印が省略できる書類は何ですか。	請求書、見積書、納品書（以下「請求書等」という。）です。ただし見積もり合わせ（※）で作成する見積書は省略できません。
2	すべての請求書について押印省略となりますか。代表者職・氏名の記載も不要ですか。	法令等で押印が求められているものは対象外です。代表者の職氏名の記載は従来どおり必要です。
3	従来どおり、請求書等に押印して提出することはできますか。	可能です。
4	押印省略をする場合の方法を教えてください。	連合の請求書様式を使用する場合は、請求書の「発行責任者及び担当者」の欄に、役職（所属）・氏名及び連絡先（電話番号）を必ず記載してください。ただし、法人等の専用の様式で請求書を提出される場合は、「発行責任者及び担当者」の記載がなくても構いません。
5	発行責任者及び担当者とは誰を指しますか。	発行責任者とは役職に関わらず、請求書等を発行するにあたり責任を有する方です。担当者とは請求書発行の事務を担当する方です。
6	発行責任者と担当者が同じ場合は、どのように記載すればよいですか。	「担当者」欄に「同上」と記載してください。
7	請求者が個人の場合でも発行責任者及び担当者、連絡先の記載は必要ですか。	請求書が個人（個人事業主）の場合は不要です。ただし、連絡先（電話番号）を必ず記載してください。
8	連絡先は携帯電話番号でもよいですか。	固定電話の番号を記載してください。ただし、固定電話を設置していない場合は、携帯電話の番号を記載してください。
9	請求、受領に関する委任状の押印は省略できますか。	債権者名義でない口座へ振り込む場合は、原則として押印を省略できません。ただし、個人の方が自署した場合に限り、押印を省略することができます。 委任状は電子メール、FAXによる提出はできません。 なお、委任者と受任者の名称に同一法人・同一団体が入っている場合は受領委任状を省略できるものとします。
10	押印を省略した請求書等を修正する場合、訂正印で修正できますか。	押印省略した請求書等については、訂正印による修正はできません。お手数ですが再度作成をお願いします。
11	電子メールやFAXで請求書を提出してもよいですか。	請求書等は、電子メール、FAXによる提出も可能です。ただしFAXによる提出は、正当な請求書等の要件が鮮明に読み取れるものに限り、取引等を担当する担当部署（課・係等）に送信してください。 メールアドレスやFAX番号が不明な場合は、担当者にお尋ねください。送信後は、必ず担当部署の担当者に受信確認を行ってください。
12	請求書等を電子メールで提出する場合、ファイル形式の指定はありますか。	すべてPDF形式としてください。

※見積もり合わせ・・・連合が複数の業者から見積もりを取り、価格や内容を比較して最適な業者を選ぶ手続きのこと